最終更新日：2018年4月2日

清和中央ホールディングス株式会社
代表取締役社長　阪上　正章
問合せ先：総務部　06-6581-2141
証券コード：7531
http://www.seiwa-chuo-holdings.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、企業価値を継続的に向上させるため、株主、取引先はじめ全てのステークホルダーから信頼される企業の実現を目指して、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の透明性、意思決定の充実と迅速化、監督機能の充実に取組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社　ワイエムピー	530,500	13.53
エスケー興産　株式会社	495,800	12.64
阪上　正章	440,780	11.24
阪上　恵昭	281,800	7.19
阪上　寿美子	248,600	6.34
大和製罐　株式会社	223,500	5.70
山口　久一	204,800	5.22
山口興産　株式会社	185,600	4.73
エムエム建材　株式会社	130,000	3.31
加藤　匡子	115,700	2.95

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室長から内部監査の方針と実施計画や内部監査の結果報告を受けると共に、随時意見の交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図っております。また会計監査人の監査計画、四半期レビュー報告及び監査報告の聴取等のほか、往査時に随時情報交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。
　内部監査室は、会計監査人が実施しているたな卸監査への立会い等のほか、監査結果やその他の情報について、会計監査人と意見交換、打合せ等を適時適切に行うことを通じて共有化し、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上山　公	他の会社の出身者													
岸　保典	他の会社の出身者	▲									△			
小西　弘之	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上山　公	○	―――	鉄鋼業界における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しております。 また当社と特別の利害関係はなく、株主の負託を受けた独立役員として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。
岸　保典		実父が当社取締役を平成9年3月に退任しております。 また本人が当社グループの取引先であるメタルワングループを平成23年9月に退社しております。	鉄鋼業界における豊かな経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する監視や適切な助言等を行っていただく事で期待する社外監査役の役割を果たせると判断しております。
小西　弘之		―――	長年にわたり税務に関わる職務を行うことを通じて培ってこられた豊富な経験と見識を活かし、職務を適切に遂行いただく事で期待する社外監査役の役割を果たせると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

特段のインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役および監査役の報酬等の額
取締役　支給人員：3名　支給額：62,450千円
監査役（うち社外監査役分）　支給人員：3名（3名）　支給額：5,280千円（5,280千円）
合計（うち社外役員分）　支給人員：6名（3名）　支給額：67,730千円（5,280千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議に基づく報酬限度額の範囲内で職務、実績等を総合的に判断し決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、必要に応じて監査役スタッフを設置することとしており、監査役スタッフを設置した場合は、その指揮・命令等は、監査役の下にあり、独立性を確保しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

元代表取締役社長等である相談役・顧問等は、選任しておりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1．取締役会
取締役会は、当社の経営に関わる重要な事項について意思決定しております。取締役会は毎月開催の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を機動的に開催しており、十分な議論と的確で迅速な経営判断ができるよう、人数は4名で構成しております。取締役会では法令で定められた事項や経営に関する重要案件を決定すると共に、業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。

2．監査役会、社外監査役
当社は監査役会制度を採用しております。監査役会は3名の監査役で構成されており、3名の社外監査役のうち1名が常勤監査役であります。監査役の活動は、取締役会に出席し、取締役の職務執行の監視及び当社の監査を実施するほか、取締役との意見交換会その他重要な書類の閲覧等を行っております。また、社外監査役のうち1名は、東京証券取引所が定める独立役員として指名しており、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会や事業会社の執行役員会にも出席し、経営監視の実効性を高めております。

3．内部監査室
当社及び事業会社は、社長直轄の組織として内部監査室を設置し、2名の専任者を置いて、各部門の業務プロセス等につき、法令・会社諸規定の遵守状況や適正性、効率性を監査し、改善指導及びフォロー等を継続的に実施しております。

4．会計監査人
当社は、会計監査人として、有限責任　あずさ監査法人と会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、独立した専門家の立場から外部監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人における業務執行社員の継続監査年数は7年を超えておりません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、現時点において取締役会を、主として重要な業務執行についての議論を行い、経営に関する意思決定を行う機関と位置付けております。そして、鉄鋼流通業界は市場環境の変化が激しく、当社においては当社の事業特性を踏まえた機動的で効率的な経営が重要となるため、当社における取締役は、鉄鋼流通業界に精通した能力、識見、当社事業内容に対する見識等を有していることが必要と考えております。従って、現時点の当社において、モニタリングを主たる役割とする社外取締役を選任することは、過度な責任負担を負っていただくこととなるばかりか、かえって当社の取締役会の機能を低下させるおそれも否定できないと考えております。
一方、監査役会設置会社である当社においては、取締役会が取締役の職務執行の監督を行うことに加え、3名の監査役（全員社外監査役で1名は独立役員）においても、コーポレート・ガバナンスの充実のためにモニタリング機能を果たしております。当社の監査役は、それぞれ多様な専門的知見を備えた社外監査役であり、取締役会やその他の重要な会議等にも出席し、様々な角度からの助言、提言を客観的見地から行っており、状況に応じて取締役から職務の執行状況を聴取する等の方法で適切な牽制機能を果たしております。さらに、定期的に会計監査人と情報交換を行い、随時、内部監査室とも情報を共有し、監査・牽制機能の充実が図られております。従って、当社監査役によるモニタリング機能は十分機能しております。
以上から、現時点において、当社の業種、業態に鑑みて、社外取締役を選任していない現在の体制が最も適切であり、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性は十分に確保されていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年3月27日に開催した定時株主総会の招集通知は、平成30年3月6日に発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、代表者自身による説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期決算短信及びその他開示情報等を当社ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社員倫理規程を制定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の取締役会において決議した内部統制システム構築の基本方針は次のとおりであります。
取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社および子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役および使用人は、社会の構成員として、「社員倫理規程」に基づき、社会規範・倫理観をもって行動し、法令を遵守するとともに経営の効率性を高めて、会社の永遠の発展に貢献する。取締役は、忠実に業務を執行し、「内部通報規程」の設置等コンプライアンス体制の整備・強化に努める。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
⑴ 取締役の職務の執行に係る重要な会議の議事録、その他の関連する書類については、法令および「文書管理規程」等により適切に作成・保存し、情報漏洩を防止する。
⑵ 個人情報および個人データに関しては、「個人情報保護規程」の遵守を徹底する。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 当社グループ全体的なリスク管理の精度を上げるため、当社グループの取締役および事業子会社取締役・執行役員等で構成される「リスク管理委員会」を設置し「リスク管理規程」に基づき、適切な対応を適時検討する。
⑵ 当社グループ各部門は、それぞれの部門に関するリスク管理を行う。
⑶ 当社グループ各部門の長は、想定されるリスクを洗い直し、対応策の検討や教育を行うための管理体制を整備する。
⑷ 不測の事態発生の場合は、代表取締役社長の指揮下、迅速に損害を抑制する横断的な体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて随時取締役会を開催し、意思決定のスピードアップを図るとともに、法令に定められた事項や当社グループの経営に関する重要事項については、慎重に意思決定を行う。
⑵ 当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、担当部門ごとの業績目標を明確化し、責任を明らかにする。

5．当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 子会社の経営については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に協議し、経営成績、財務状況等については定期的に当社取締役会に報告を行う。
⑵ 子会社は、当社との連携・情報の共有化を行いながら、規模、事業の特性等を踏まえて、当社と連携し、内部統制システムを整備することを基本とする。
⑶ 子会社の管理状況および業務執行状況に対し、内部監査室長は当社グループの監査役と連携し、定期的に監査を行う。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役から補助すべき使用人を求められた場合は、必要に応じて監査役スタッフを設置する。監査役スタッフを設置した場合は、その指揮・命令等は監査役の下にあり、独立性を確保する。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑴ 当社グループの取締役および使用人は、会社に著しい損失を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役および使用人による違法または不正な行為を発見したときは、監査役または内部監査室長に報告する。また、当該報告に関して不利な取扱いを禁止すると共に、内部通報窓口を設け、その旨を周知する。
⑵ 内部監査室長は、監査役と協議の上、定期的または不定期的に内部監査した部門のリスク管理体制について報告する。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴ 監査役は、会計監査人、内部監査室長等と緊密な連携および情報交換を行い、相互補完、相互牽制を図りながら監査の実効性を高める。
⑵ 監査役は、必要に応じて代表取締役社長と意見を交換する。
⑶ 監査役が監査の実施にあたり、弁護士その他の外部専門家を任用する為の費用の支出等当該職務の執行について生ずる費用を求める場合、当社は職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．当社グループは、反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、反社会的勢力から接触を受けた場合、不当要求は一切受けず、警察当局、顧問弁護士等と協力・連携を図り、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨む。
2．当社は、企業防衛を目的とした外部団体に所属し、反社会的勢力に関する防衛指導を受けるとともに情報交換および情報の共有化を図る。また、対応統括部署は総務部とし、警察当局、顧問弁護士等との連携を図りながら、必要に応じて関連部署と協議のうえ対応する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当ありません。

コーポレート・ガバナンス体制図

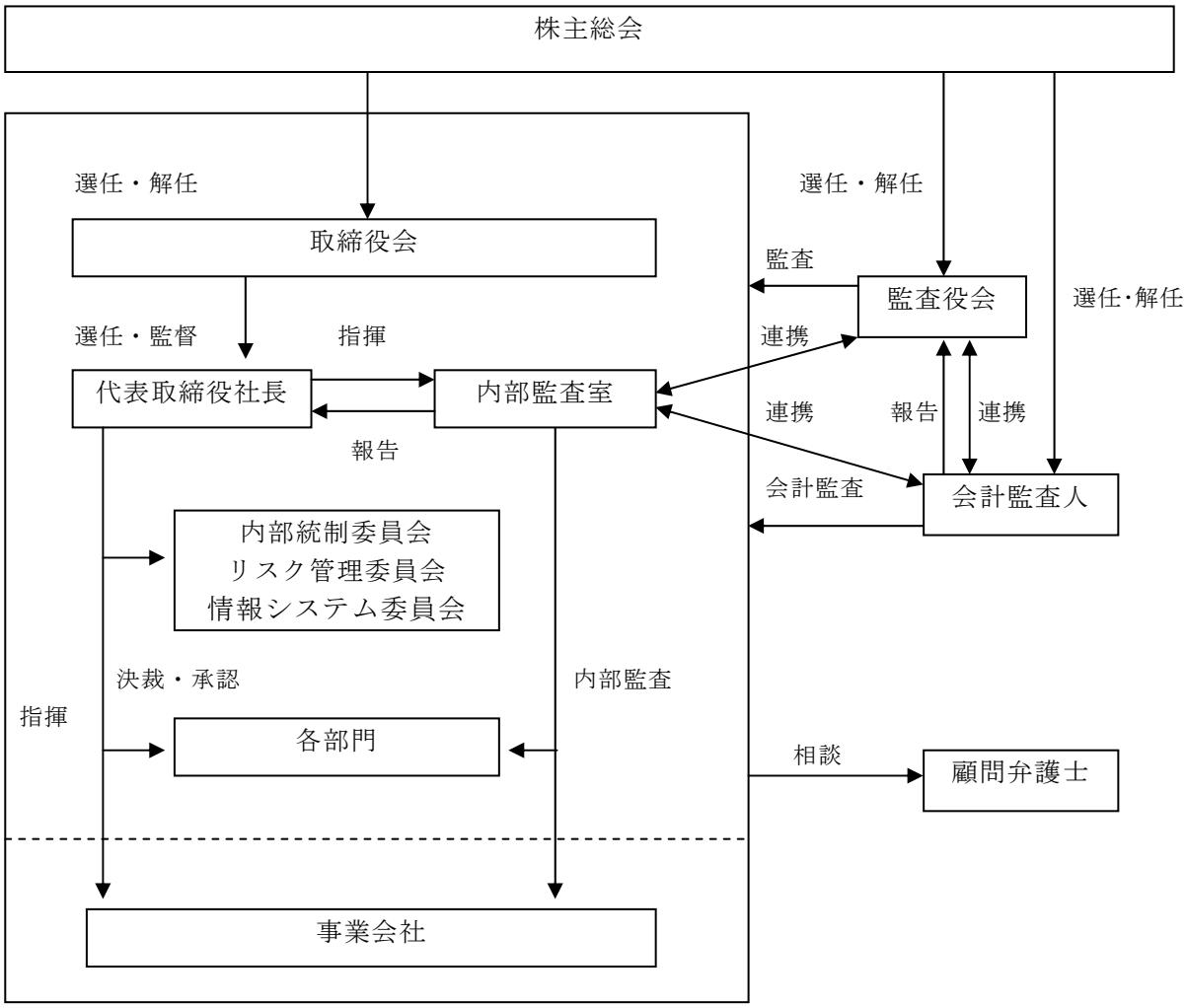

適時開示体制図

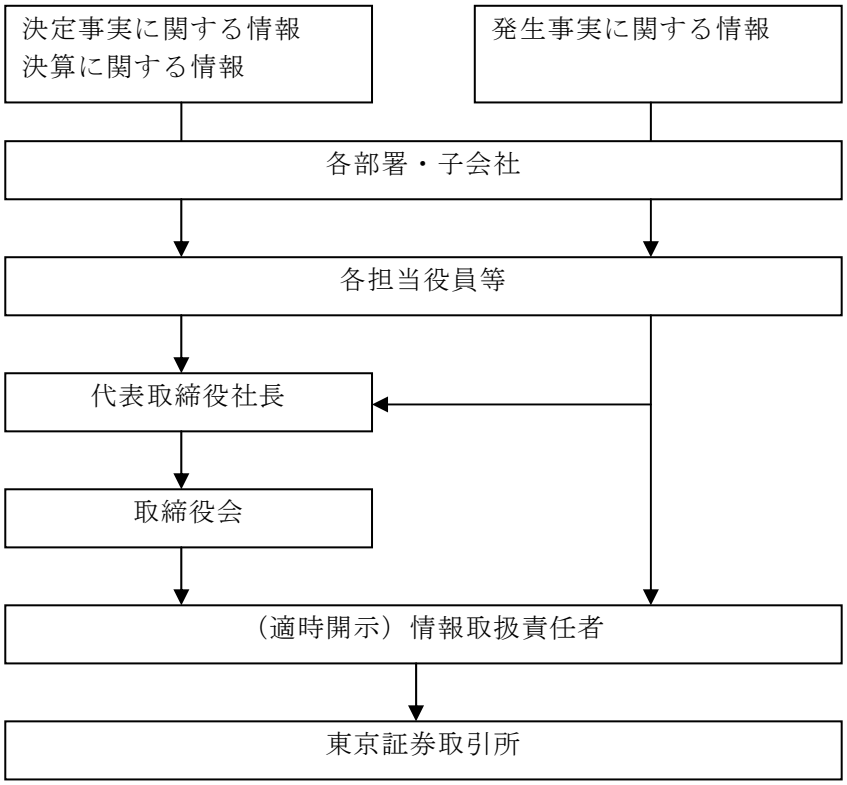
決定事実に関する情報
決算に関する情報
発生事実に関する情報
各部署・子会社
各担当役員等
代表取締役社長
取締役会
（適時開示）情報取扱責任者
東京証券取引所